

SOFTIC知財ゼミ第5回（平成25年11月21日）

# 白炊代行事件

平成24年(ワ)第33525号 著作権侵害差止等請求事件  
（東京地裁平成25年9月30日判決）

発表者

武田勝弘 中村 佑

# 概要

## 1. 本件事案

- ① 当事者等
- ② 事案概要
- ③ 争点及び結論
- ④ 提訴までの経緯
- ⑤ 被告らのスキャン事業
- ⑥ 当事者の主張及び裁判所の判断
- ⑦ その他の自炊代行者の状況

## 2. 考察

## 1. 本件事案

# ①当事者等

原告	被告
<ul style="list-style-type: none"><li>・小説家・漫画家・漫画原作者 （浅田次郎、大沢在昌、永井豪、林真理子、東野圭吾、弘兼憲史及び武論尊、以下「原告ら」）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・株式会社サンドリーム</li><li>・Y1（上記会社代表取締役）</li><li>・有限会社ドライバレッジジャパン</li><li>・Y2（上記会社取締役）</li></ul>

※以下次の呼称を用いるものとする。

被告株式会社サンドリームを「被告サンドリーム」

被告有限会社ドライバレッジジャパンを「被告ドライバレッジ」

被告サンドリーム及び被告Y1を併せて「被告サンドリームら」

被告サンドリーム及び被告ドライバレッジを併せて「法人被告ら」

## ② 事案概要

- 「小説家・漫画家・漫画原作者である原告らが、法人被告らは、電子ファイル化の依頼があった書籍について、権利者の許諾を受けることなく、スキャナーで書籍を読み取って電子ファイルを作成し（以下、このようなスキャナーを使用して書籍を電子ファイル化する行為を「スキャン」あるいは「スキャンニング」という場合がある。）、その電子ファイルを依頼者に納品しているから（以下、このようなサービスの依頼者を「利用者」という場合がある。）、注文を受けた書籍には、原告らが著作権を有する別紙作品目録1～7記載の作品（以下、併せて「原告作品」という。）が多数含まれている蓋然性が高く、今後注文を受ける書籍にも含まれている蓋然性が高いとして、原告らの著作権（複製権）が侵害されるおそれがあるなどと主張し
- ①著作権法112条1項に基づく差止請求及び②不法行為に基づく損害賠償を求めた。

## 1. 本件事案

# ③争点及び結論

争点	結論
1. 著作権法112条1項に基づく差止請求の成否	
1-1. 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか	ある
1-2. 法人被告らのスキヤニングが私的使用のための複製の補助として適法といえるか	いえない
1-3. 原告らの被告サンドリームに対する差止請求が権利濫用に当たるか	あたらない
2. 不法行為に基づく損害賠償請求の成否	成立する
3. 損害額	法人被告らに対する差止請求に係る弁護士費用相当額

## 1. 本件事案

# ④提訴までの経緯

日付	内容
平成23年9月5日	原告らを含む作家122名と出版社7社，法人被告らを含むスキャン事業者約100社に対し，作品の利用を許諾していないこと，依頼があればスキャン事業を行う予定があるか等を記した質問書（以下「本件質問書」という。）を送付
平成23年9月15日頃	被告ドライバレッジ，本件質問書をうけ，当該作品のスキャン事業を行うことがない旨回答し，ウェブサイトにもスキャン対応不可の著作者一覧として原告らを含む著作者120名を掲載
平成23年10月17日	原告らを含む作家122名と出版社7社，本件質問書に回答しない被告サンドリームに対し，①当該作品のスキャンを許諾していないこと，②スキャン行為が著作権侵害であること，③スキャンを禁止すること，④本件質問書に回答することを記載した通知書（以下「本件通知書」という。）を送付

## 1. 本件事案

# ④ 提訴までの経緯

日付	内容
平成24年7月13日	原告の依頼を受けた調査会社（以下「協力者」という。）、被告サンドリームに対し、原告の作品のスキャンを申込
平成24年7月31日	協力者、被告ドライバレッジに対し、原告の作品のスキャンを申込
平成24年8月14日	被告ドライバレッジ、協力者に対し、PDFファイルを収録したDVDを納品
平成24年8月24日	被告サンドリーム、協力者に対し、PDFファイルを収録したUSBメモリを納品
平成24年8月28日	被告サンドリーム、協力者に対し、裁断済みの書籍を返送
平成24年9月2日	被告ドライバレッジは、協力者に対し、裁断済みの書籍を返送
平成24年11月27日	原告ら、東京地方裁判所に対し訴えを提起

## 1. 本件事案

# ⑤被告らのスキャン事業

	被告サンドリーム	被告ドライバレッジ
事業名	ヒルズスキャン24	スキャポン
利用方法	ウェブサイトにて無料登録後、会員サイトにログインし申込	
対象書籍	最大A3	最大A4
料金	納期の長短に応じて1冊100円～480円(各種オプション有)	納期の長短に応じて1冊200円～380円(各種オプション有)
書籍送付方法	・ 指定された住所に送付 ・ オンライン書店から直接送付も可	
ファイル形式	・ PDF形式 (JPEG形式も可)	
電子ファイル受領	・ ウェブサイトよりダウンロード ・ DVD・USB等媒体を通じて配送	



## ⑤被告らのスキャン事業

- 手順（被告ドライバレッジの場合）
  - 自己の事務所に設置されたスキャナーとコンピュータを接続したシステムにおいて、電動裁断機等で裁断した書籍をスキャン
    - その結果をPDFファイルで保存し、保存されたPDFファイルはJPEG形式に変換
    - JPEG形式のファイルに対して、Hough変換処理（紙粉によるスジノイズ検知）や各頁の縦横サイズ計算（縦横のサイズが異なる頁を検知）しデータ不良のチェック
  - 検品システムに目視検品が可能なリストが表示され、主に外注スタッフが検品システムにログインし、リストに表示されたファイルを目視で全頁検品
    - 頁折れ、ゴミの付着の有無、紙粉スジの有無、傾斜、歪み、糊の跡、頁の順番、落丁、重複等をチェック
  - 書籍をありのまま再現し、スキャンにより生じたノイズを取り除くために、事務所内のスタッフが画像ソフトによる修正
  - PDFファイルのファイル名入力

## (争点1-1) 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

### ・当事者の主張 (1 / 4)

原告ら	被告ら反論	原告ら再反論
<p>差止めの必要性が存することは明らか</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法人被告らは、著者、出版社等のいかに関わらず注文を受け付けている。</li><li>・ 当該行為は<u>著作物を有形的に再製するものであり、複製権の侵害に当たる。</u></li><li>・ <u>原告らは、いずれも著名な作家であるから、法人被告らが注文を受けた書籍には原告作品が多数含まれている蓋然性が高い。</u>(次頁続)</li></ul>	<p>(被告サンドリーム)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現在、<u>原告らの書籍は取り扱っておらず、原告らに対する権利侵害行為やそのおそれはない。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>「ヒルズスキャン」に対して試験的な発注を行った結果、被告サンドリームは、当該発注に応じて、スキャン済みデータ及び裁断済み書籍を返却した。</u></li><li>・ 被告サンドリームが現在は一時的に原告らの書籍のスキャンを行っていないとしても、再開のおそれは依然として存在するのであるから、差止めの必要性が存することは明らかである。</li></ul>

## (争点1-1) 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

### ・当事者の主張 (2/4)

原告ら	被告ら反論	原告ら再反論
<p>・被告サンドリームは、これらの質問書や通知書に対し、何らの回答を行わなかった。</p> <p>・被告ドライバレッジは、今後は原告らを含む122名の差出人作家についてはスキャン事業を行わない旨回答しつつ、<u>実際には原告作品を含む書籍についてスキャン事業を継続している。</u></p> <p>・したがって、<u>今後も、原告らの複製権が侵害されるおそれが認められ、その侵害の停止又は予防を請求する権利を有する。</u></p>	<p>(被告ドライバレッジ)</p> <p>・<u>サービスを許容しない作家の作品については、スキャン等しない方針である。</u></p> <p>・チェック漏れにより、原告ら書籍557冊をスキャンしたことは認めるが、全体の納品数と比較すると多数とはいえない。(次頁続)</p>	<p>・原告らは、「スキャボン」に対して試験的な発注を行い、被告ドライバレッジは、当該発注に応じた。</p> <p>・被告ドライバレッジが現在は一部の書籍のスキャンを行っていないとしても、著作権侵害のおそれ、差止めの必要性の判断において何ら影響を及ぼさない。</p>

## (争点1-1) 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

### ・当事者の主張 (3 / 4)

原告ら	被告ら反論	原告ら再反論
	<p>(被告ドライバレッジ) <b>複製の不存在</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「複製」といえるためには、オリジナル又は複製物に格納された情報を格納する媒体を有形的に再製することに加え、<u>複製物の数を増加させることが必要</u></li><li>・「有形的再製」に伴い、オリジナル又は複製物が廃棄される場合には、<u>当該再製行為により複製物の数が増加せず、「複製」には該当しない。</u></li></ul>	<p>被告ドライバレッジは、著作権法上の「複製」といえるためには複製物の数の増加が必要であると主張するが、<u>独自の見解にすぎない。</u></p>

## (争点1-1) 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

### ・当事者の主張 (4 / 4)

原告ら	被告ら反論	原告ら再反論
	<p>(被告ドライバレッジ) <b>著作権侵害のおそれ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>原告らの作品について、目視によりチェックを行い、該当する書籍については返却しているから、原告らの複製権が侵害されるおそれはない。</li><li>仮にスキヤポン・サービスにおいて、複製権の侵害があるとしても、<u>ユーザーが購入した書籍を対象としているから、原告らには経済的損害は全くなく、損害発生のおそれがなく、差止請求権は発生しない。</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「①ユーザーは新書籍購入の対価を支払済みであり、②スキャンデータはユーザーが自己使用するだけなので」原告らに損害はないという趣旨であろうが、これらが事実である保障は何ら存しない。</li><li>①について、<u>書籍と電子データとは質的に異なる媒体であるから、当初の価格設定（ないし著作権使用料の額）が異なる可能性は十分にある。</u></li><li>②について、<u>事後的な複製物の大量増加及び転々流通のおそれからすれば、少なくとも損害発生のおそれ</u>「おそれ」は厳然として存する。</li></ul>

## (争点1-1) 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

- 裁判所の判断（複製の主体等について）
  - 判断基準
    - 「著作権法2条1項15号は、「複製」について、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」と定義している。」
    - 「この有形的再製を実現するために、複数の段階からなる一連の行為が行われる場合があり、そのような場合には、有形的結果の発生に関与した複数の者のうち、誰を複製の主体とみるかという問題が生じる。」
    - 「この問題については、複製の実現における枢要な行為をした者は誰かという見地から検討するのが相当であり、枢要な行為及びその主体については、個々の事案において、複製の対象、方法、複製物への関与の内容、程度等の諸要素を考慮して判断するのが相当である（最高裁平成21年(受)第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁参照）。」※
      - ※ロクラクⅡ最高裁判決

## (争点1-1) 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

- 裁判所の判断（複製の主体等について）
  - 本件へのあてはめ
    - 「本件における複製は、」 「①利用者が法人被告らに書籍の電子ファイル化を申し込む、②利用者は、法人被告らに書籍を送付する、③法人被告らは、書籍をスキャンしやすいように裁断する、④法人被告らは、裁断した書籍を法人被告らが管理するスキャナーで読み込み電子ファイル化する、⑤完成した電子ファイルを利用者がインターネットにより電子ファイルのままダウンロードするか又はDVD等の媒体に記録されたものとして受領するという一連の経過によって実現される。」
    - この経過において「電子ファイル化により有形的再製が完成するまでの利用者と法人被告らの関与の内容、程度等をみると、複製の対象となる書籍を法人被告らに送付するのは利用者であるが、その後の書籍の電子ファイル化という作業に関与しているのは専ら法人被告らであり、利用者は同作業には全く関与していない。」
    - 「以上のとおり、本件における複製は、書籍を電子ファイル化するという点に特色があり、電子ファイル化の作業が複製における枢要な行為というべきであるところ、その枢要な行為をしているのは、法人被告らであって、利用者ではない。」

## （争点1-1）法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

- 裁判所の判断（私的複製と複製の主体）
  - 「被告サンドリームらは、著作権法30条1項の適用を主張する際において、被告サンドリームは、使用者のために、その者の指示に従い、補助者的な立場で電子データ化を行っているにすぎないとし、また、被告ドライバレッジらは、同項の「使用する者が複製する」の解釈について、「複製」に向けての因果の流れを開始し、支配している者が複製の主体と判断されるべきであるし、複製の自由が書籍の所有権に由来するものであることに照らしても、書籍の所有者が複製の主体であると判断すべきであると主張する。」
  - 「著作権法30条1項は、複製の主体が利用者であるとして利用者が被告とされるとき又は事業者が間接侵害者若しくは教唆・幫助者として被告とされるときに、利用者側の抗弁として、その適用が問題となるものと解されるところ、本件においては、複製の主体は事業者であるとされているのであるから、同項の適用が問題となるものではない。」
  - 「もっとも、被告らの主張は、利用者を複製の主体とみるべき事情として主張しているものとも解されるので、この点について検討する。」



## （争点1-1）法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

### ● 裁判所の判断（私的複製と複製の主体）

- 「本件において、書籍を電子ファイル化するに当たっては、書籍を裁断し、裁断した頁をスキャナーで読み取り、電子ファイル化したデータを点検する等の作業が必要となるのであって、一般の書籍購読者が自ら、これらの設備を準備し、具体的な作業をすることは、設備の費用負担や労力・技術の面において困難を伴うものと考えられる。」
- 「このような電子ファイル化における作業の具体的内容をみるならば、抽象的には利用者が因果の流れを支配しているようにみえるとしても、有形的再製の中核をなす電子ファイル化の作業は法人被告らの管理下にあるとみられるのであって、複製における枢要な行為を法人被告らが行っているとみるのが相当である。」
- 「利用者がその手足として他の者を利用して複製を行う場合に、「その使用する者が複製する」と評価できる場合もあるであろうが、そのためには、具体的事情の下において、手足とされるものの行為が複製のための枢要な行為であって、その枢要な行為が利用者の管理下にあるとみられることが必要である。本件においては、上記のとおり、法人被告らは利用者の手足として利用者の管理下で複製しているとみることはできないのであるから、利用者が法人被告らを手足として自ら複製を行ったものと評価することはできない。」

## （争点1-1）法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

- 裁判所の判断（「複製」への該当性）
  - 判断基準
    - 「著作権法21条は、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」と規定し、著作者が著作物を複製する排他的な権利を有することを定めている。その趣旨は、複製（有形的再製）によって著作物の複製物が作成されると、これが反復して利用される可能性・蓋然性があるから、著作物の複製（有形的再製）それ自体を著作者の排他的な権利としたものと解される。」
  - 本件へのあてはめ
    - 「著作権法上の「複製」は、有形的再製それ自体をいうのであり、有形的再製後の著作物及び複製物の個数によって複製の有無が左右されるものではないから、被告ドライバレッジらの主張は採用できない。」

## (争点1-1) 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

- 裁判所の判断(著作権侵害のおそれ(被告サンドリーム))
  - 「原告らを含む作家122名及び出版社7社は、」「スキャン事業における利用を許諾していないとした上で、作家122名の作品について、依頼があればスキャン事業を行う予定があるかなどの質問を行ったが、被告サンドリームは、本件質問書に対して回答しなかった。」
  - また、「原告らを含む作家122名及び出版社7名は、」「今後は、作家122名の作品について、依頼があってもスキャン事業を行なわないよう警告するなどしたが、被告サンドリームは、本件通知書に対しても回答しなかった。」
  - 「その後の調査会社の調査によると、被告サンドリームは、原告X6及び甲の作品について、スキャンを依頼され、スキャンによって作成されたPDFファイルを収録したUSBメモリを納品した。」
  - 「以上に照らすと、被告サンドリームのウェブサイト(平成24年12月29日のもの)では、」「原告らの書籍のスキャンには対応していない旨が記載されているとしても、被告サンドリームが原告らの著作権を侵害するおそれがあると認めるのが相当である。」

## (争点1-1) 法人被告らが原告らの著作権を侵害するおそれがあるか

- 裁判所の判断(著作権侵害のおそれ(被告ドライバレッジ))
  - 「被告ドライバレッジは、本件質問書に対し、作家122名の作品について、利用者の依頼があってもスキャン事業を行うことがない旨を回答するなどしている。しかし、調査会社の調査によると、被告ドライバレッジは、原告X6及び甲の作品について、スキャンを依頼され、スキャンによって作成されたPDFファイルを収録したDVDを納品しているし、被告ドライバレッジは、チェック漏れとしながらも、平成23年10月から平成25年1月までの間において、原告作品を合計557冊スキャンしたことを認めている。」
  - 「以上に照らすと、被告ドライバレッジが原告らの著作権を侵害するおそれがあると認めるのが相当である。また、被告ドライバレッジに対する差止めの必要性を否定する事情も見当たらない。」

## (争点1-2) 法人被告らのスキヤニングが私的使用のための複製の補助として適法といえるか

### ・当事者の主張 (1 / 2)

#### 被告サンドリーム

・著作権法30条1項は、個人的等の限られた範囲内において使用することを目的とする複製を認めており、被告サンドリームは、その使用者のために、その者の指示に従い、手足として補助者的立場で電子データ化を行っており、基本的に同項の範囲内を逸脱していない。

#### 原告ら

・著作権法30条1項は、①個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とし、かつ②その使用する者が複製することを要件としている。複製行為の主体は、法人被告らであるから、法人被告らについてこれらの要件を判断すべきこととなる。

・法人被告らは、不特定多数の利用者に電子ファイルを使用させることを目的として複製しているから、法人被告ら自身が個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的としている場合には当たらず、上記①の要件を欠く。また、電子ファイルを使用する者は利用者であるのに対し、複製の主体は法人被告らであるから、上記②の要件も欠く。

1. 本件事案 ⑥当事者の主張及び裁判所の判断

## (争点1-2) 法人被告らのスキヤニングが私的使用のための複製の補助として適法といえるか

### ・当事者の主張 (2/2)

被告ドライバレッジ	原告ら
<ul style="list-style-type: none"><li>・複製の主体性の判断の際には、物理的な行為を行う者ではなく、「複製」に向けての因果の流れを開始し支配している者が「複製」の「主体」と判断されるべきである。</li><li>・<u>各種業務のアウトソース化が拡大した今日においては、「補助者」には、秘書や事務員のように使用者の業務を日常的に補助している者に限定されず、「複製」のみを業務として委託される「業者」をも含むというべきである。</u></li><li>・①被告ドライバレッジは、ユーザーの依頼に応じてスキャンを行う。②電子データ及び裁断本の販売も行っていない。③被告ドライバレッジの顧客は、医者・弁護士等の専門家であり、当該専門家の情報へのアクセスを容易にするため専門書の電子化を図ることは社会的に有用である。</li><li>・以上の点を総合的に考慮すれば、規範的にみて、スキャン等の行為の主体はユーザーであって、被告ドライバレッジでないことは明らかである。</li></ul>	<p>(被告サンドリームへの主張と同様)</p>

## (争点1-2) 法人被告らのスキヤニングが私的使用のための複製の補助として適法といえるか

### • 裁判所の判断

- 「被告らは、法人被告らのスキヤニングについて、そのスキャン事業の利用者が複製の主体であって、法人被告らはそれを補助したものであるから、著作権法30条1項の私的使用のための複製の補助として、法人被告ら行為は適法である旨主張する。」
- 「しかし、上記(2)のとおり、本件において著作権法30条1項の適用は問題とならないし、また、本件における書籍の複製の主体は法人被告らであって利用者ではないから、被告らの主張は事実関係においてもその前提を欠いている。」
- ※「上記(2)」・・・本レジュメP.15参照



## (争点1-3) 原告らの被告サンドリームに対する差止請求が権利濫用に当たるか

### ・当事者の主張

#### 被告サンドリーム

・書籍について、著作権者に対価が全く還元されない古本売買が行われ、また、スキャン代行の規模は古本売買と比べ微々たるもの。CDやコピー業者については、権利者への対価支払が制度化されてきた経緯もある。

・スキャン代行は、模索的、過渡的、価値不確定な段階という評価もできる。

・原告らが、権利侵害行為や損害の具体的な主張立証もなしに、本の所有者「本人」がスキャンしているわけではないという一事をもって、あたかもすべてのスキャン代行行為やスキャン代行業者が一律に「社会悪」であるかのような請求を行うことは、仮にスキャン代行が私的使用に該当しないと判断される場合であっても、権利の濫用に該当する。

#### 原告ら

・スキャン事業が「多様な意見があり得る問題」であること等をもって、原告らの請求を権利濫用と主張するが、異論の存在の故に法律上の権利行使が権利濫用とされてしまうのならば、民事訴訟制度など成り立たない

・裁判例をみても、著作権の行使が権利濫用とされるのは、権利者が自ら当該著作権の侵害となる行為をしていたなどの特段の事情がある限界事例に限られており（東京地裁平成11年11月17日判決参照※）、本件がそれに比肩するような事案であるとは到底いえない。

※キューピー事件…キューピー人形の著作権を米国の遺産財団から譲り受けたと主張する原告が、キューピー人形をその商品に使用する被告の行為を著作権侵害と主張し、使用の差止め、損害賠償の支払い等を求めた事案。



## （争点1－3）原告らの被告サンドリームに対する差止請求が権利濫用に当たるか

- 裁判所の判断

- 「被告サンドリームらの主張によっても権利の濫用に該当する事情は見当たらないし、上記(1)において認定した事実に加え、本件記録を精査しても、同様に権利の濫用に該当する事情は見当たらないから、被告サンドリームらの主張は理由がない。」
- ※「上記(1)」・・・本レジュメP. 7～8

## (争点2、3) 不法行為に基づく損害賠償請求の成否

### ・当事者の主張

#### 原告ら

・著作権法112条1項は、「…著作権者…は、その…著作権…を侵害するおそれがある者に対し、その侵害の…予防を請求することができる。」旨を定めており、著作権侵害をするおそれがある状況を作出することも、差止請求の対象となる違法な行為である。

・被告らは、法人被告らの事業が、原告らの著作権を侵害するおそれのあることを知りながら事業を継続しているのであって、未必の故意（少なくとも過失）が存する。

・また、原告らが侵害のおそれのある被告らの行為の停止を求めて訴えを提起すること、その場合には、相当の弁護士費用の支出を余儀なくされることは当然であり、被告らの対応と原告らの弁護士費用の支出とは相当因果関係が認められる。

#### 被告ドライバレッジ

・被告ドライバレッジがスキャン代行事業を開始した当時から現在に至るまで、スキャン代行が違法であるとする法制度は整備されていないばかりか、スキャン代行を違法とする裁判例も存在しない。

・被告ドライバレッジは、デジタルデータの販売を行うことのないよう利用者から送付された本をスキャンした後はサーバーからデジタルデータの削除を行った。被告ドライバレッジは、ユーザーの側で裁断本の転売が行われることのないよう、裁断本の返却は行わないこととした。さらに、顧客ターゲットは医師、弁護士等の専門職にある者を中心とし、デジタルデータ転売の危険性を防止した。

・被告ドライバレッジ及び被告Y2に法益侵害の認識はなかった。

## (争点2、3) 不法行為に基づく損害賠償請求の成否

- 裁判所の判断

- 判断基準

- 「著作権者が、その著作権を侵害する者（又は侵害するおそれがある者）に対し、著作権法112条1項に基づく差止請求をする場合には、著作権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償を請求する場合と同様、その著作権者において、具体的事案に応じ、著作権取得に係る事実に加え、著作権侵害（又はそのおそれ）に係る事実を主張立証する責任を負うのであって、著作権者が主張立証すべき事実は、不法行為に基づく損害賠償を請求する場合とほとんど変わるところがない（損害賠償請求では、故意又は過失に加え、損害の発生及びその額を主張立証する責任を負う点が異なる。）。そうすると、著作権法112条1項に基づく差止請求権は、著作権者がこれを訴訟上行使するためには弁護士に委任しなければ十分な訴訟活動をすることが困難な類型に属する請求権であるということが出来る。」
- 「したがって、著作権者が、著作権法112条1項に基づく差止めを請求するため訴えを提起することを余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任した場合には、その弁護士費用は、事案の難易その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものに限り、著作権侵害（又はそのおそれ）と相当因果関係に立つ損害というべきである。」

## (争点2、3) 不法行為に基づく損害賠償請求の成否

### • 裁判所の判断

#### • 本件へのあてはめ

##### • 被告サンドリーム

- 「被告サンドリームの対応によって、原告らは、被告サンドリームに対する差止請求を余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任したものと認められるし、被告サンドリームの過失も認められるというべきである。」
- また、「被告Y1は、被告サンドリームの代表者であるとともに、そのスキャン事業の責任者であったことが認められるから、被告サンドリームと同様に過失が認められ、被告サンドリームと共同して不法行為を行ったものと認めるのが相当である。」

##### • 被告ドライバレッジ

- 「被告ドライバレッジの対応によって、原告らは被告ドライバレッジに対する差止請求を余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任したものと認められるし、被告ドライバレッジの過失も認められるというべきである。」
- また、「被告Y2は、被告ドライバレッジの唯一の取締役かつ代表者であるとともに、そのスキャン事業の運営統括責任者であったことが認められるから、被告ドライバレッジと同様に過失が認められ、被告ドライバレッジと共同して不法行為を行ったと認めるのが相当である。」

## (争点3) 損害額

### ・当事者の主張

原告ら	被告ら
<ul style="list-style-type: none"><li>原告らが、原告ら代理人弁護士に支払うべき弁護士費用のうち、少なくとも別紙弁護士費用計算記載の金額は、不法行為と相当因果関係の認められる損害である。</li><li>したがって、原告らは、被告サンドリームらと被告ドライバレッジらそれぞれに対し、損害賠償金として、各21万円（147万円の7分の1）の支払を求める。</li></ul>	<p>(被告サンドリーム)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>本件訴訟において、原告らは、そもそも実損害の発生を主張せず、権利侵害に関する金銭賠償請求を行っていない。そのような場合、損害金額が認められないのであるから、弁護士費用の相手方負担を認める法的理由はない。</li></ul>

### ・裁判所の判断

- 「法人被告らに対する差止請求に係る弁護士費用相当額が因果関係のある損害である。」
- 「被告サンドリームらと被告ドライバレッジらがそれぞれ負担すべき弁護士費用相当額は、上記差止請求の内容、経過等に照らすと、原告1名につき10万円が相当である。」

## 1. 本件事案

# ⑦ その他の自炊代行者の状況

事業者名	サービス名	状況
有限会社愛宕	スキャンボックス	終了（請求の認諾）
スキャン×BANK 株式会社	スキャン×BANK	終了（解散）
株式会社ユープラン ニング	ブックコピー	東京地裁平成25年10月30日 原告の請求認められる（差止請 求、損害賠償（原告請求…原告 1名につき21万円、判決…原告 1名につき10万円））
株式会社タイムズ	Scan Agent	
株式会社ビー・ トゥ・システムズ	00paper.com	
有限会社ジャカレ・ アセット・マネジメ ント	PDFBOOKS	
株式会社Multi Cast	電子書籍化ドットコム	